

令和 5 年 6 月 10 日現在

機関番号：34437

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2022

課題番号：19K02864

研究課題名(和文) 高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究

研究課題名(英文) Japan-Korea comparative study of the law, system, administration and finance on the progressive introduction of free education at higher education

研究代表者

渡部 昭男 (WATANABE, Akio)

大阪成蹊大学・教育学部・教授

研究者番号：20158611

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：高等教育において日韓は「高授業料・低補助」の国に類別されてきたが、ともに2012年を画期に変化しつつある。その過程を、憲法の教育を受ける権利・基本法の教育の機会均等・条約の漸進的無償化といった法規範が源泉となって「法規範 意思決定 制度・行財政 政策転換」仮説で読み解いた。登録金半額化の2012年大統領選挙公約(韓国)、高等教育無償化の2017年総選挙公約(日本)は、いずれも政権トップによる意思決定に見えた。しかし、韓国では1980年代以来の教育民主化勢力による運動展開、日本でもコロナ禍における学生当事者の世論形成が背後にあって、法規範に立った経済的負担軽減や緊急支援策が打たれたのである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

教育無償化を漸進的に進めるにはトータルな枠組みに立った計画の立案・策定が必要である。独自開発した「漸進的無償化プログラム(高等教育版)2017」は、縦軸に「A学費、B奨学金・学生ローン等、C修学(学習)支援、D就労支援・生活保障」を、横軸に「国、都道府県、市町村、学校法人・大学法人、民間」を設けている。それを今回は、高校教育段階を含めた自治体施策の見える化(鳥取県・滋賀県・大阪府)、コロナ禍の緊急支援策を含む日韓動向の見える化に用いた。見える化によって比較検討が容易になり、政策・施策・事業の展開や過不足、特徴や課題の把握が進むツールとして、有効かつ意義のあることが示唆された。

研究成果の概要(英文)：In higher education, Japan and South Korea have been categorized as countries with "high tuition and low subsidies," but both countries have been changing since 2012. The process was read in terms of the hypothesis of "legal norms (right to education in the Constitution, equal opportunity in education in the Basic Law, and progressive free education in the Treaty) decision-making institutional and administrative finance policy change". The 2012 presidential election pledge to halve registration fees (South Korea) and the 2017 general election pledge to make higher education free (Japan) both appeared to be decision-making by the top administration. However, in South Korea, the development of a movement by democratization forces for education since the 1980s, and in Japan, the formation of public opinion by the students involved in the Corona disaster, were behind the implementation of financial burden reduction and emergency support measures based on legal norms.

研究分野：教育学

キーワード：教育への権利/高等教育への権利、経済的負担軽減・修学支援政策(国)、子育て教育費支援施策(自治体)、登録金半額化(韓国)、漸進的無償化(日本)、日韓比較研究/日韓韓日対話企画、「法規範 意思決定 制度・行財政 = 政策転換」仮説、「漸進的無償化プログラム」による見える化

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

高等教育費負担を巡って、日韓はともに東アジア型の「家族負担主義」(小林雅之 2012『教育機会均等への挑戦：授業料と奨学金の8カ国比較』/日本・韓国・中国などが該当)及び「高授業料・低補助」(OECD 2014: Education at a Glance 2014 / 日本・韓国・チリが該当)の国とされてきた。しかし、日韓は優先順位や手法は異なるものの、高等教育における経済的負担軽減及び修学支援を段階的に拡充し、転換しつつあった。その画期をなす年は、日韓いずれも「2012年」である。この年、韓国は登録金半額化の運動・世論を受けて、給付型の国家奨学金を本格実施した。日本は、国際人権A規約13条2項(b)中等教育・(c)高等教育における「特に、無償教育の漸進的導入により」に係る留保を撤回し、漸進的無償化を国際公約としたのであった。

2. 研究の目的

上述のような政策転換の背景として、両国が法規範として、共通した国際人権法(A規約13条：教育への権利、漸進的無償化義務)類似した憲法(能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利)等を有していることに着目した。まず、基盤研究(B)「後期中等・高等教育における『無償教育の漸進的導入』の原理と具体策に係る総合的研究」(2015-17、研究代表者・渡部昭男)で独自開発した「漸進的無償化プログラム(高等教育版)2017」の枠組みを用いて、経済的負担軽減及び修学支援に係る制度・行財政(国家政策・地方施策)を把握し、見える化する。その上で、日韓の政策転換の特徴(共通性・相違点)を明らかにするとともに、法規範を源泉とみる「法規範 意思決定 制度・行財政 = 政策転換」という「問い」の妥当性を検証する。そして、高等教育における漸進的無償化の促進に寄与する。

3. 研究の方法

大きく以下の4つの手法を用いた。

- (1)「教育無償化」論議の経緯と特徴を明らかにするために、国会審議分析を行った。
- (2)自治体施策及び日韓動向の見える化を進めるために、漸進的無償化プログラムを活用した。
- (3)日韓の政策転換過程の特徴を明らかにするために、日韓寄稿論考を両言語に翻訳し、それらを共有財産として日韓/韓日対話企画を開催し、論考と対話から日韓の比較研究を行った。
- (4)以上を総合する形で、さらに「漸進的無償化」の法理とあゆみ、現状と課題を考究した。

4. 研究成果

4 - (1)「教育無償化」論議の経緯と特徴：国会審議分析から

4(1)-1. 2016年第190回から国会審議分析を開始

「教育無償化」論議がマスコミにおいて盛んになったのは2016年である。その2016年の第190回国会から、「教育無償化」論議の経緯と特徴に係る国会審議分析を始めた。

4(1)-2. 科研費研究として2022年第208回までの国会審議分析を継続

その作業を科研費研究でも継続し、以下の4報告を既に公開している。

2017年第194回～2019年第200回国会 (<https://doi.org/10.24546/81012010>)

2020年第201回国会 (<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008334>)

2020年第203回～2021年第204回国会 (<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009091>)

2021年第205回～2022年第208回国会 (<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100479032>)

知見 - 1 : 「法規範 意思決定 制度・行財政 = 政策転換」仮説の妥当性～法規範による吟味

日本における教育無償化への政策転換に関して、2010年の高校教育無償化については、日本国憲法の「教育を受ける権利」の保障、教育基本法にある「教育の機会均等」の実現、国際人権A規約の「漸進的無償化」の留保撤回を公約に掲げた民主党が、政権についた後に導入実施したものであり、この仮説が妥当した。そして、法の目的規定には教育の機会均等に寄与することが明記されていた(2010公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律、2014高等学校等就学支援金の支給に関する法律)。

しかし、2017年に公約となった高等教育無償化については様相を異にしていた。森友学園への国有地売却、加計学園による獣医学部の新設などへの議論追及を回避する戦略として打たれた2017.9国難突破解散において、国難の一つである少子化対策として高等教育無償化方針は打ち出された。すなわち、法規範はさておいて、政権維持への執着心から政権トップによって功利的に意思決定が行われたのであった。大学等修学支援法(2019大学等における修学の支援に関する法律)の目的規定に教育の機会均等の文言はなく、「急速な少子化の進展への対処に寄与する」との位置づけとなっている。そして、その目的のもとに制度設計がなされた。

ただし、法規範が無意味であったかということ、国会審議では法案が法規範に照らして妥当であるか否かが吟味された。その結果、衆参両院で漸進的無償化、安定財源の確保などの附帯決議を伴う形で法が成立した。このことによって、まがりなりに法規範を踏まえたものであるという正統化がなされ、教育の機会均等なども加味した制度運用が要請された。すなわち、「首相による意思決定 少子化寄与目的の制度設計・法案 教育の機会均等などの法規範による吟味/法成立・正統化 両者を加味した行財政運用 無償化への政策転換」という知見が得られた。

知見 - 2 : 「法規範 意思決定 制度・行財政 = 政策転換」仮説の妥当性～要求運動の存在

第201回国会の後半には、コロナ禍というこれまで経験したことのない未曾有の状況下で、困窮学生をどう支援するかということが大きなテーマとなった。その際に、これまでの政党ルー

ト(政党の青年局など)を越えた一般の学生当事者の団体、各キャンパスで急速に広がった署名グループやその全国組織、例えば高等教育無償化プロジェクト **FREE** や一律学費半額を求めるアクションが、学生の実態や声を議員と政党、国会と内閣・担当省庁に届ける上で少なくない役割を果たしたことが会議録分析から見て取れた。また、「教育無償化」議論への寄与としては、学生当事者の団体が掲げたインパクトのある語句「学費半額/学費半減」(201回:7件・9箇所)が、国会史上はじめて会議録に登場し記録されたことである。仮に「学費」が大学等に籍を置いて授業を受け、施設設備を利用することへの対価であるとすれば、コロナ禍で登校を禁じられ、施設設備も利用できず、対面授業が受けられない下であっても通常の学費をそのまま納めなければならないのかという、「学費」の本質にかかわる問題提起でもある。

すなわち、コロナ禍における緊急の学生支援の政策化については、「学生・若者当事者による運動・世論形成 法規範(教育を受ける権利、教育の機会均等、漸進的無償化) 緊急の意思決定 緊急の制度・行財政 政策化」という知見が得られた。ただし、学生は進級し修了卒業していくので、恒常的ないし長期にわたる運動展開、世論形成という点では課題も抱えている。

4-(2)自治体における修学支援施策:漸進的無償化プログラムによる見える化

○自治体における義務教育後の高校・大学等に係る修学支援施策:鳥取県・滋賀県・大阪府調査から(渡部昭男・渡部(君和田)容子 2023 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100479003>)

4-(2)-1. 課題・対象・方法

日本国憲法 26 条の「教育を受ける権利」及び(義務)教育無償、児童権利条約 28 条の「教育の権利」及び中等教育の「無償教育の導入」、国際人権 A 規約 13 条の「教育への権利」及び中等教育・高等教育の「無償教育の漸進的導入」規定を合わせて、漸進的無償化を権利保障の鍵概念に据え、住民の福祉の増進を図る地方公共団体の基本任務に着眼して、漸進的無償化に係る自治体総合施策の創出と展開を明らかにする作業を進めた(渡部(君和田)容子との共同研究)。ウェブ情報をもとに 47 都道府県 (<https://doi.org/10.24546/81012006>)、20 政令指定都市 (<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90007732>)、20 中核市(当時 60 市中の 20 市抽出)(<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008104>)及び 23 施行時特例市 (<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008805>)の計 110 自治体の教育費支援に係る広報を調べた。2022 年以降は国 都道府県(圏域・郡) 市町村といった重層的・相補的な支援の状況・構造を探るために、都道府県単位でそのもとにある市町村を含めてトータルにみていく手法に切り替えて、これまでに鳥取県 (<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009330>)、滋賀県 (<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100481703>)、大阪府 (<https://doi.org/10.24546/81013313>)のウェブ情報をもとに広報調査を行った。そして、これら 3 府県における義務教育後の高校・大学等に係る修学支援施策に焦点をあて、「漸進的無償化プログラム(高等教育版)2017」による高校・大学等の施策の見える化を試みた。

4-(2)-2. 鳥取県及び県下 19 市町村における高校・大学等に係る修学支援施策

4-(2)-3. 滋賀県及び県下 19 市町における高校・大学等に係る修学支援施策

4-(2)-4. 大阪府及び府下 44 市町村における高校・大学等に係る修学支援施策

知見 - 1:「漸進的無償化プログラム(高等教育版)2017」の有効性~自治体施策分析

高等教育版として独自開発した「漸進的無償化プログラム 2017」は、縦に「A 学費、B 奨学金・学生ローン等、C 修学(学習)支援、D 就労支援・生活保障」、横に「国、都道府県、市町村、学校法人・大学法人、民間」で構成されており、高校教育段階を含めて自治体の修学支援施策を構造的・網羅的に見える化するのに有効であることが示唆された。

自治体における義務教育後の高校・大学等に係る修学支援施策としては、従来からみられた公立大学の学費減免(A2)、給付奨学金(B1)、貸与奨学金[返還免授あり](B2・B3)に加えて、奨学金返還支援(B2・B3)、ローン利子補填(B3)、公営塾の設置・私学学習支援金(C1)、通学費支援/通学手段保障やふるさと物産品送付(C2)、保育士等の特定職種の就労支援策・地元インターンの提供(D1)、医療費助成(D2)なども自治体で展開可能な施策と言える。地方創生の観点からの特定職種(医師・看護師等・PT・OT・ST・薬剤師、保育士等、介護福祉士など)や移住定住する若者の確保策も修学支援/漸進的無償化の一環に位置づけ得る。

4-(3)日韓論考の蓄積、日韓/韓日対話企画 ~ の開催による日韓比較研究

4-(3)-1. 共有財産となる論考の寄稿依頼と日韓両言語への翻訳

2019 年度には韓国からキム・フンホ氏を招へいして特別企画「文在寅政府 2 年、教育政策の変化:教育の公共性強化及び高等教育の質の向上政策を中心に」を開催した(2019.6.8 神戸大学 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011677>)。コロナ禍により従来の訪問調査や招聘企画が困難になったことから、2020 年度からは日韓の研究者に寄稿を依頼し、その論考を日韓両言語に翻訳して、神戸大学学術成果リポジトリ Kernel に順次アップ公開した。その結果、2020-22 年度において、在韓国研究者から 12 篇(次頁:表 4-(3)-1-A)、在日本研究者から 12 篇(次頁:表 4-(3)-1-B)の論考を得た。

4-(3)-2. 日韓/韓日対話企画 ~ の開催

2022.7.3 韓国における教育機会平等保障の主張と運動:韓国教育学会キム・ソンヨル前会長の論考をもとにした対話(録画 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476486>)

2022.7.30 高等教育無償化に係る法制と諸方策:前韓国教育行政学会会長/元大韓教育法学会会長コ・ジョン教授の論考をもとにした対話(同 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476488>)

表4-(3)-1-A. 在韩国研究者の論考12篇一覧				
番号	著者	肩書	タイトル	神戸大学学術成果リポジトリKernel
1	韓 (Park Ker Young)	大学教育研究所所長	()	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012442
	日 朴 巨用 (パク・コヨン)	前祥明大学校教授 (英語英文学)	韓国の登録金負担の軽減 (漸進的教育無償化運動) の沿革	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012443
2	韓 (Yeon Duk Won)	大学教育研究所研究員 (高等教育政策)	韓国の大学の登録金負担の緩和と政策	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012444
	日 延 徳元 (ヨン・ドクウォン)	(高等教育政策)		https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012445
3	韓 (Im Eun Hui)	大学教育研究所研究員 (高等教育政策)	가	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012446
	日 林 銀熙 (イム・ウンヒ)	(高等教育政策)	ソウル市が実施する大学生・青年支援政策	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012447
4	韓 (Im Hee Sung)	大学教育研究所研究員 (高等教育政策)	가	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012448
	日 林 喜成 (イム・ヒソン)	(高等教育政策)	「半額登録金」について国会にて取り上げられた争点と議論	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012449
5	韓 (Jung Byoung Ho)	ソウル市立大校 法科大学院教授 (民法)	가	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012464
	日 鄭 炳浩 (ジョン・ビョンホ)	ソウル市立大校 法科大学院教授 (民法)	文在寅政府の大学登録金政策とその評価	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012465
6	韓 (Jung Byoung Ho)	(民法)		https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012466
	日 鄭 炳浩 (ジョン・ビョンホ)	公州大校教授 (教育行政・高等教育)	コロナ事態による韓国の大学授業料返還運動	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012467
7	韓 (Kim Hoon Ho)	公州大校教授 (教育行政・高等教育)	가	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012468
	日 金 訓鎬 (キム・フンホ)	大学登録金の負担緩和のための韓国政府の政策的努力及び関連法律の変化		https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012469
8	韓 (Hong Sung Tae)	祥明大校教授 / 前副学長 (経営学)	大韓民國 國家 奨学金 關 小考	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012470
	日 洪 成泰 (ホン・ソンテ)	大韓民國 國家 奨学金 に関する考察		https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012471
9	韓 (Ha Bong Woon)	京畿大校教授 (自治体教育行政)		https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012472
	日 河 奉諷 (ハ・ボンウン)	慶南大校教授 韓国教育学会会長 元韓国教育課程評価院長 (教育行政学)	韓国の高等教育漸進的無償化と関連した政府及び地方自治体の制度運営現況及び問題点	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012473
10	韓 (Kim Seong Yul)	慶南大校教授 韓国教育学会会長 元韓国教育課程評価院長 (教育行政学)	1980年代 韓国 差別的 教育 解消 主張 再吟味 : 教育機会 平等 觀點	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012474
	日 金 賢烈 (キム・ソンヨル)	元韓国教育課程評価院長 (教育行政学)	1980年代の韓国での差別的 教育 解消 主張の再吟味 : 教育機会の平等の観点から	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012475
11	韓 (Ko Jeon)	済州大校教授 元韓国教育法学会会長 (教育法)	韓国の高等教育の漸進的無償化関連法整備現況及び特徴	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012476
	日 高 鑑 (コ・ジョン)	元韓国教育法学会会長 (教育法)		https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012477
12	韓 (Choi Joon Yul)	公州大校名誉教授 (教育財政・教育法)		https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100478460
	日 崔 滋烈 (チェ・ジュンリョル)	公州大校名誉教授 (教育財政・教育法)	教育財政が教育の機会均等に及ぼす影響	https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100478461

表4-(3)-1-B. 在日本研究者による論考12篇一覧				
番号	著者	肩書	タイトル	神戸大学学術成果リポジトリKernel
1	日 戸塚 悦朗	弁護士・龍谷大学元教授 (国際人権法)	「漸進的無償化」留保撤回10年を迎えるにあたって：国際人権法の立場から	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012876
	韓 TOTSUKA Esturo	(国際人権法)	< > 10 :	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81013004
2	日 尹 敬勲	流通経済大学教授 (高等教育、比較教育)	韓国の大学主導の無償化戦略と大学経営	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008566
	韓 YOON Kaeunghun	(高等教育、比較教育)		https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008567
3	日 尾崎 公子	兵庫県立大学教授 (教育行政学、教育政策)	韓国における地域間教育格差の是正策	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008815
	韓 OZAKI Kimiko	(教育行政学、教育政策)		https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008856
4	日 光本 滋	北海道大学准教授 (高等教育論)	日本における2020年の学費減額運動の検討	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008816
	韓 MITSUMOTO Shigeru	(高等教育論)	2020	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009015
5	日 阪本 崇	京都橋大学教授 (経済学)	所得連動型教育ローンの検討：修学支援制度における普遍主義の実現へ	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008902
	韓 SAKAMOTO Takashi	(経済学)		https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009185
6	日 丹羽 徹	龍谷大学教授 (憲法学)	高等教育無償化と日本国憲法	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008889
	韓 NIWA Toru	(憲法学)		https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009093
7	日 石井 拓児	名古屋大学教授 (教育行政学、教育法)	高等教育授業料をめぐる国際的動向と高等教育財政研究の理論的課題：アメリカの授業料無償化政策の現段階と公私混合負担の日本の特質をめぐって	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008951
	韓 ISHII Takuji	(教育行政学、教育法)		https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009305
8	日 尹 太佑	北海道大学院生 (高等教育論)	韓国における高等教育財政の安定的確保に関する論議：高等教育財政交付金法案を巡る国会審議から	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008949
	韓 YOON Taewoo	(高等教育論)		https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008950
9	日 鳥山まどか	北海道大学准教授 (教育福祉論)	日本学生支援機構奨学金の現状と課題：高等教育費無償化の観点から	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009089
	韓 TORIYAMA Madoka	(教育福祉論)	—	https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477957
10	日 重本 直利	龍谷大学元教授 (経営学)	国際人権規約 (A規約) 批准と高等教育の漸進的無償化 その経緯および取り組みと今後の課題	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009184
	韓 SHIGEMOTO Naotoshi	(経営学)	(A)	https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100478240
11	日 細川 孝	龍谷大学教授 (経営学)	「教育から労働への移行」を念頭においた授業の実践	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009183
	韓 HOSOKAWA Takashi	(経営学)		https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100479025
12	日 水岡 俊一	参議院議員	中等・高等教育の漸進的無償化への道	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009286
	韓 MIZUOKA Shunichi	参議院議員	중등·고등교육의 점진적 무상화로의 길	https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476305

2022.9.17 ヒューマンライツとしての国際人権規約～漸進的無償化の国際公約から 10 年～：戸塚悦朗 (弁護士)・水岡俊一 (参議院議員)・申恵丰 (しんへぼん / 青山学院大学) 論考をもとにした対話 (同 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476489>)

2022.12.16 高等教育への権利：キム・フンホ教授 / 石井拓児教授の論考をもとにした韓日研究者の対話 (同 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477962>)

知見 - 3 : 「法規範 意思決定 制度・行財政 = 政策転換」仮説の妥当性～韓国の半額登録金

韓国における半額登録金への政策転換は、2011年の登録金半額化を求める学生・市民の運動 (その象徴としての蠟燭デモ 2011.6.10)、2012年の大統領選挙 (2012.12.19) における半額登録金の公約などが、その背景・要因として語られている。[知見 - 1] で指摘した政権トップ (大統領) による意思決定、[知見 - 2] で指摘した学生・若者当事者による運動・世論形成が、韓国の場合にも確認できた。

加えて、日韓 / 韓日対話のなかで、前韓国教育学会会長のキム・ソンヨル氏は以下のように述べていた (渡部昭男・光本滋・多胡太佑 2023 「日韓における高等教育の漸進的無償化に係る法・制度・行財政：日韓 / 韓日対話企画の概要・成果及び課題」 <https://doi.org/10.24546/0100481145>、キム・ソンヨル 2022 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009453>)。

韓国において、1980年代の教育民主化運動を主導した勢力が提起してきた差別的 教育 解消の主張は、教育機会平等を実現するためのものであったという。差別的 教育 解消の主張は、韓国人が持っている教育機会の平等に対する認識と思考を反映し代弁したものであった。そして、韓国政府は、教育機会の不平等を解消しようとする政策を粘り強く推進した。そのことは、大韓民国憲法の幸福追求権、人間らしい生活を営む権利、教育平等権、無償義務教育の原則、教育基本法など、関連法令の教育機会均等の原理を実現することである。そして、2010年代の教育運動勢力による大学授業料半額主張と政府の国家奨学金制度の導入は、教育への接近機会を平等かつ

実質的に保障し、教育条件など教育過程における不公正を解消し、教育結果の格差を縮小しようとする多様な政策の論理と一脈相通するものである。

1980年代以降の長いスパンで観た場合、教育民主化運動勢力が教育の機会均等などの法規範・原理の実現を後押ししたという視点を提示している。ただし、済州大学校副総長コ・ジョン氏及び公州大学校教育革新本部副本部長のキム・フンホ氏が指摘するように、国際人権A規約や児童の権利条約にある漸進的無償化原則に関しては、日本ほどには運動側も政策側も位置づけはしていないことがみてとれる。

4(3)-3. 日韓比較研究：漸進的無償化プログラムを活用した見える化

在韓国研究者の11論考(12を除くNo.1~11)で記載された韓国における漸進的無償化およびコロナ禍の学生支援策について、「漸進的無償化プログラム(高等教育版)2017」を用いて、日韓を比較する形で見える化を行った(渡部昭男2021「韓国における高等教育の漸進的無償化に係る法・制度・行財政：韓国研究者の論考11篇の検討」<https://doi.org/10.24546/81012936>)。

知見 - 2：「漸進的無償化プログラム(高等教育版)2017」の有効性～日韓比較分析

「漸進的無償化プログラム(高等教育版)2017」は、日韓の比較分析にも有効であった(略)。

4-(4) 漸進的無償化の法理とあゆみ、現状と課題

4(4)-1. 国際人権A規約に係る「漸進的無償化」論議の経緯と特徴に係る国会審議分析

韓国に比して日本では国際人権A規約の漸進的無償化原則が、学会においても、運動側及び政権側においても法規範として大きな位置を占めてきた。そこで、国際人権A規約の漸進的無償化に係る論議の経緯と特徴を、1978年第84回～2020年第203回の国会審議で跡づけてみた(渡部昭男2021「国際人権A規約に係る『漸進的無償化』論議の経緯と特徴：1978年第84回～2020年第203回の国会審議から」<https://doi.org/10.24546/81012777>、渡部昭男2021「『漸進的無償化』論議の経緯と特徴：1978年第84回～2020年第203回の国会審議から」<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90007933>)。我が国の同規定を巡る立ち位置には、大きく二つの画期がある。すなわち、第一には1979年の同規約の批准(1979.6.21)時における同規定部分の留保であり、第二にはその部分の留保撤回(2012.9.11)である。そこで、第1期：1979年第87回(1978.12.22 - 1979.6.14)の国際人権規約の締結と留保、第2期：それ以降～2012年第181回(2012.10.29 - 同11.16)の留保撤回、第3期：それ以降～今日の留保撤回後の取組みの三区分においてその経緯と特徴をまとめた。関連して雑誌『経済』に2回寄稿した(2019年12月号(291号)<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006762>、2022年10月号(325号)<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006762>)。

知見 - 1：漸進的無償化原則～人権規約締結 漸進的無償化条項留保 留保撤回・国際公約化

国際人権規約の締結時(両規約1979.6.21)に付された三つの留保のうち、実際に留保が解除されたのは漸進的無償化条項のみであり、漸進的無償化条項の留保撤回(2012.9.11)は歴史的に大きな意味を有している。

第1期の審議からは、漸進的無償化条項は留保されたものの、まずは(b)中等教育(高校教育)の方策の前進充実によって、突破口が開かれることが予期された。事実、留保の2012年撤回へと導いたのは、教育基本法改定を巡る原理的な対抗軸の論議(2006)を経た後に、政権交代(2009)を待って打たれた、高校無償化という具体的方策の導入(2010)であった。

第2期の審議からは、1979年の留保の背景にあった「神経質」「きちょうめん」な対応が、30年を経た2010年代にあって亡霊のごとく、また政権交代したにもかかわらず一貫して、高校無償化の導入から留保撤回までに要する2年間の手間取り(精査作業)に繋がっていることが読み取れた。すなわち、(c)高等教育における漸進的無償化条項の留保撤回のために、高等教育方策そのものを如何に前進充実するのが、「神経質」「きちょうめん」に問われたとみてよい。

第3期の審議からは、2012年になされた留保撤回の通告は漸進的無償化条項部分を受諾したという国際公約であり、国内的に政権が交代しようとも日本政府は当該条項によって拘束されていることが分かる。2012年に復帰した自由民主党・公明党政権も表立っては漸進的無償化条項を否定できず、その趣旨を尊重・遵守する立場を一貫して表明している。

第1期から第3期までの審議を通して興味深いのは、韓国(1990.4.10批准)と異なって日本においては漸進的無償化条項が留保されたことで、漸進的無償化が遅れたという一般的な理解とは逆に、留保されることによって留保撤回という社会的・政治的・学問的な力動が生まれ、中等教育及び高等教育の漸進的無償化が継続的に意識され、進展を促してきたという歴史的な解釈も成り立つことである。

知見 - 2：日韓における漸進的無償化の展望～「高授業料・低補助」の枠組みからの離脱？

日韓は「高授業料・低補助」の国に分類されてきたが、韓国は一足先にその分類から脱しつつある(『経済』325号)。国公立の年間平均授業料(学士課程)は日韓ともに約5,000米ドルであるが、低所得層限定の大学等修学支援法による日本の補助率が10～15%(2020-21)止まりであるのに対して、給付型国家奨学金の対象を中間層以上にも広げた韓国は40%程度(2019春学期)と言われている(表4(3)-1-Aのヨン・ドクウォン2020<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012445>)。日本は引き続き「高授業料・低補助」に留まり続けるのか、それとも「高授業料・高補助」(英国・米国・オーストラリア等)、「低授業料・低補助」(ドイツ・フランス等)、「低授業料・高補助」(北欧諸国)のいずれへ向かうのか、今こそオープンな論議が必要であろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計17件（うち査読付論文 7件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 17件）

1. 著者名 渡部(君和田)容子、渡部昭男	4. 巻 (48)
2. 論文標題 Survey Report 鳥取県及び県下19市町村における教育費支援情報に係る広報のあり方：漸進的無償化に係る自治体総合施策の研究(5)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 近畿大学生物理工学部紀要	6. 最初と最後の頁 13-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15100/00022769	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 渡部昭男	4. 巻 (9)
2. 論文標題 コロナ禍の高等教育における学びの継続のための学生支援の在り方に関する論議(2)：2021年第205回～2022年第208回の国会審議分析から	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 大阪成蹊大学紀要	6. 最初と最後の頁 139-148
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 渡部(君和田)容子、渡部昭男	4. 巻 (50)
2. 論文標題 Survey Report 滋賀県及び県下19市町における教育費支援情報に係る広報のあり方：漸進的無償化に係る自治体総合施策の研究(6)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 近畿大学生物理工学部紀要	6. 最初と最後の頁 45-60
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15100/00022769	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 渡部昭男、光本滋、多胡太佑	4. 巻 16(2)
2. 論文標題 日韓における高等教育の漸進的無償化に係る法・制度・行財政：日韓／韓日対話企画の概要・成果及び課題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要	6. 最初と最後の頁 107-116
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24546/0100481145	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 渡部昭男	4. 巻 15(1)
2. 論文標題 韓国における高等教育の漸進的無償化に係る法・制度・行財政：韓国研究者の論考11篇の検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要	6. 最初と最後の頁 69-78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24546/81012936	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡部昭男	4. 巻 (8)
2. 論文標題 コロナ禍の高等教育における学びの継続のための学生支援の在り方に係る論議：主に2020年第203回・2021年第204回の国会審議分析から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 大阪成蹊大学紀要	6. 最初と最後の頁 297-306
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡部(君和田)容子、渡部昭男	4. 巻 (46)
2. 論文標題 教育費支援情報に関する施行時特例市の広報のあり方：漸進的無償化に係る自治体総合施策の研究(4)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 近畿大学生物理工学部紀要	6. 最初と最後の頁 9-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡部昭男	4. 巻 (25)
2. 論文標題 大阪府及び府下43市町村における教育費支援情報に係る広報のあり方	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 教育科学論集	6. 最初と最後の頁 23-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24546/81013313	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡部昭男	4. 巻 14(1)
2. 論文標題 高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(1)：研究構想と2019年度の実績	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 神戸大学大学院人間発達環境学研究科紀要	6. 最初と最後の頁 125-134
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24546/81012450	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡部昭男	4. 巻 (24)
2. 論文標題 国際人権A規約に係る「漸進的無償化」論議の経緯と特徴 1978年第84回～2020年第203回の国会審議から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 教育科学論集	6. 最初と最後の頁 31-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24546/81012777	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡部昭男	4. 巻 (7)
2. 論文標題 24.「漸進的無償化」論議の経緯と特徴(4) 2020年第201回の国会審議から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 大阪成蹊大学紀要	6. 最初と最後の頁 239-251
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡部(君和田)容子 渡部昭男	4. 巻 (44)
2. 論文標題 教育費支援情報に関する政令指定都市の広報のあり方 漸進的無償化に係る自治体総合施策の研究(2)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 近畿大学生物理工学部紀要	6. 最初と最後の頁 9-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡部(君和田)容子 渡部昭男	4. 巻 (45)
2. 論文標題 教育費支援情報に関する中核市の広報のあり方 漸進的無償化に係る自治体総合施策の研究(3)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 近畿大学生物理工学部紀要	6. 最初と最後の頁 11-27
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡部昭男	4. 巻 (23)
2. 論文標題 「教育無償化」論議の経緯と特徴(3): 2017年第194回~2019年第200回の国会審議から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 教育科学論集	6. 最初と最後の頁 21-30
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) 10.24546/81012010	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡部昭男・渡部(君和田)容子	4. 巻 13(2)
2. 論文標題 教育費支援情報に関する都道府県の広報のあり方: 漸進的無償化に係る自治体総合施策の研究(1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要	6. 最初と最後の頁 141-269
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) 10.24546/81012006	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡部昭男	4. 巻 (325)
2. 論文標題 漸進的無償化公約の10年: 高等教育の無償化をめざして	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 経済 https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476370	6. 最初と最後の頁 29-38
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡部昭男	4. 巻 (291)
2. 論文標題 権利としての教育無償化	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 経済 https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006762	6. 最初と最後の頁 71-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

[学会発表] 計7件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 渡部昭男
2. 発表標題 「教育無償化」論議の経緯と特徴：2021年第205回～2022年第208回の国会審議から
3. 学会等名 日本教育学会第81回大会 https://doi.org/10.11555/taikaip.81.0_43
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 渡部昭男
2. 発表標題 高等教育における経済的負担軽減及び学修支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(2)
3. 学会等名 日本教育行政学会第57回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 渡部昭男、渡部(君和田)容子
2. 発表標題 自治体における義務教育後の高校・大学等に係る修学支援施策：鳥取県・滋賀県・大阪府調査から
3. 学会等名 大学評価学会第20回全国大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 渡部昭男
2. 発表標題 「教育無償化」論議の経緯と特徴：2020年第203回～2021年第204回の国会審議から
3. 学会等名 日本教育学会第80回大会（筑波大学 / オンライン開催） https://doi.org/10.11555/taikaip.80.0_63
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 渡部昭男
2. 発表標題 「教育無償化」論議の経緯と特徴：2020年第201回の国会審議から
3. 学会等名 日本教育学会第79回大会（神戸大学 / オンライン開催） https://doi.org/10.11555/taikaip.79.0_154
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 渡部昭男
2. 発表標題 高等教育における経済的負担軽減及び学修支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(1)
3. 学会等名 日本教育行政学会第55回大会（北海道大学 / オンライン開催）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 渡部昭男
2. 発表標題 「漸進的無償化」論議の経緯と特徴：1978年第84回～2020年第203回の国会審議から
3. 学会等名 大学評価学会第18回大会（愛知工業大学 / オンライン開催）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 京滋地区私立大学教職員組合連合（分担執筆）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ウインかもがわ	5. 総ページ数 110
3. 書名 コロナ禍の下での学生の学びと大学の役割（コロナ禍における学生の学びの保障と学費無償化に向けた展望）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>1) 漸進的無償化関連の公約一覧調査 表1：統一地方選挙前半（2019.4.7投票）の11都道府県知事選挙https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011882 表2：同6政令市長選挙https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011883 表3：県都5市（水戸・津・高松・長崎・大分）市長選挙（2019.4.21投票）https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011884 表4：衆議院補欠選挙（2019.4.21投票）https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011885 表5：2政令市長選挙（堺・京都市）https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011978 表6：6県知事選挙（青森・群馬・埼玉・岩手・高知・熊本県）https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011979</p>
--

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計5件

国際研究集会 日韓／韓日対話企画：韓国における教育機会平等保障の主張と運動（2022.7.3）	開催年 2022年～2022年
国際研究集会 日韓／韓日対話企画：高等教育無償化に係る法制と諸方策（2022.7.30）	開催年 2022年～2022年
国際研究集会 日韓／韓日対話企画：：ヒューマンライツとしての国際人権規約～漸進的無償化の国際公約から10年（2022.9.17）	開催年 2022年～2022年
国際研究集会 日韓／韓日対話企画：高等教育への権利（2022.12.16）	開催年 2022年～2022年
国際研究集会 韓国における漸進的無償化に係る法枠組みと主要教育政策	開催年 2019年～2019年

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
韓国	国立公州大学校	私立慶南大学校		
韓国	大学教育研究所	公州大学校	済州大学校	他4機関
韓国	大学教育研究所	ソウル市立大学校	祥明大学校	他4機関
韓国	国立公州大学校			